

～新型コロナウイルス、原材料高騰の影響下、事業継続に向け設備投資を図る事業者を支援します～

飛騨市中小製造業設備投資促進事業補助制度

目的

新型コロナウイルスの影響が長期化し、また世界情勢の変化に伴う原材料の高騰が続く中、事業継続に向け設備投資を図る市内製造業者を支援し、経済の活性化を図ります。

対象者条件

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ・市内に住所もしくは本店登記を有する個人または法人であること
- ・市内にて営業する事業所を有していること
- ・日本標準産業分類に定める製造業であること
- ・中小企業基本法に規定する中小企業であること
- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること
- ・設備投資により事業の生産性向上もしくは効率化が図られること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
中小企業設備投資 促進事業	(1) 市内事業所に固定される機械・装置の購入、製作に要する経費 (2) 機械・装置の据付けに要する経費	補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)	上限：50万円 下限：10万円

【下記の費用は対象となりません。】

- ・老朽化機械・装置の維持更新工事
- ・市外の事業所で使用する機械、装置等
- ・移動可能な機械、装置等
- ・間接的に製造に係る付帯設備等（エレベータ、電気設備、エアコン等）
- ・備品、汎用性の高い消耗品類の購入費（例）車、パソコン等
- ・機械・装置等のリース料またはレンタル料
- ・既存設備等の撤去及び運搬に要する経費

申込み方法

- ・補助対象期間は令和4年7月1日（金）～令和4年12月28日（水）です。
- ・事業着手前に補助金交付申請が必要です。実施後、購入後の事後申請はできません。
- ・令和4年7月1日（金）より申請受付を開始します。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901